

屋外広告物の安全点検ルールが変わります！

令和8年10月1日から屋外広告物の許可更新申請の際、**有資格者による安全点検の実施が義務付け**となります。



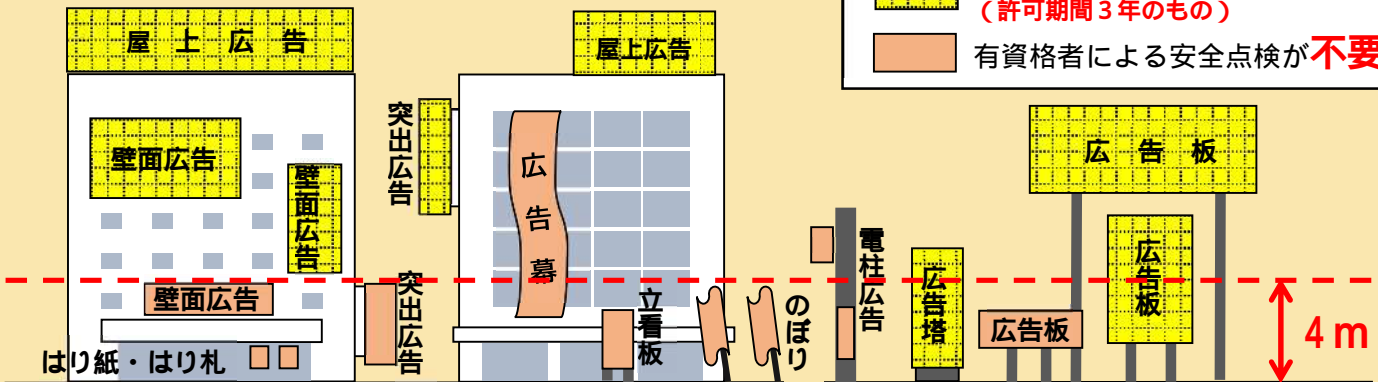
○有資格者による安全点検が必要な広告物

地上から上端までの**高さが4mを超える広告物**で
許可期間が3年のもの(下図参照)

○上記広告物の点検に必要な主な資格

**屋外広告士、建築士、電気工事士、
屋外広告物講習会修了者、点検技能講習修了者**

安全点検対象の屋外広告物



安全点検報告書の主な改正内容

点検項目がこれまでの7項目から**17項目**に増え、点検結果の判定も従来の2段階(以上の有・無)から**3段階(以上の有無、経過措置、要改善)**になります。

屋外広告物の落下事故が発生した場合、管理者や所有者は管理責任や損害賠償、社会的信用の失墜といったリスクを負う可能性があります。普段から定期点検を行い、台風や地震後は臨時の点検を実施しましょう。



問い合わせ先

○福井市建設部監理課 広告係

TEL: 0776-20-5555(直通)